

平成 28 年度遠隔医療従事者研修事業実施団体公募要領

1 総則

これまで、遠隔医療は医師が患者の病理画像等を伝送し、診療上の支援を受けるといった医師間相互のものを中心に行われてきたところです。近年、情報通信技術の発達に伴い、離島・へき地等において医師と患者居宅等との間で、テレビ画像等を通して診療を行う動きが広がりつつあり、遠隔医療に携わる医療従事者等の資質向上を図ることが急務となっています。

このため、厚生労働省では、遠隔医療従事者研修事業（以下「研修」という。）を実施することとしています。ついては、研修を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で公募するものです。

2 目的

情報通信技術を診療支援に用いた遠隔医療の充実を図るため、遠隔医療に携わる医療従事者等に対する研修を実施するものです。

3 研修の内容等について

- (1) 開催回数：年 2 回程度（東日本 1 回、西日本 1 回）
- (2) 開催期間：1 回当たり 3 日間（2 1 時間）程度
- (3) 受講者数：1 回当たり 6 0 人程度
- (4) 受講資格：遠隔医療に携わる（予定も含む。）以下の者とする。
 - ① 医療機関に勤務する医師、看護師等の医療従事者
 - ② 介護施設に勤務する介護職種
 - ③ 地方公共団体の医療担当部局等に勤務する職員
 - ④ その他遠隔医療に携わる者（例：保健師、情報システム担当者、システムベンダー職員）
- (5) 講師：講習及び実技を教授できる大学の教授、医師、看護師又はこれらに準ずる者
- (6) 研修内容：
 - ① 遠隔医療に関する制度、役割等の講義。
 - ② テレビ電話診療及び生体情報のモニタリング等に関する実技実習。
- (7) その他：
 - ① 研修期間中、専門に利用できる教室、演習室（実習のため）が確保できること。
 - ② 教室、演習室は採光、換気等が適当であり、学習環境に配慮がされていること。
 - ③ 受講者に対し参考となる文献等の教材を配布すること。

4 研修に係る補助金の交付について

本研修に係る補助金の交付については、研修の実施に必要な経費（賃金、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、会議費、使用料及び賃借料）に限ります。

（補助率）定額

（基準額）6, 6 4 0, 0 0 0 円（上限額）

5 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体」という。）であること。

- (1) 研修の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (2) 研修を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (3) 日本に拠点を有していること
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (5) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと

6 応募方法等

(1) 企画書等の提出書類

「遠隔医療従事者研修事業企画書」、「遠隔医療従事者研修事業に必要な経費内訳書」(別紙様式)等を作成し、6(2)に示す応募方法により提出して下さい。

企画書は、様式任意ですが、以下の項目について具体的に記載してください。

- ① 研修の開催場所及び実施時期
- ② 研修の周知方法
- ③ 講習期間中の教室、演習室の確保
- ④ 講師の確保(予定)
- ⑤ 研修の内容
- ⑥ 受講者の募集方法(職種及び予定者数)
- ⑦ 研修の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ⑧ 類似業務の実績とその内容

(2) 応募方法

提出期限及び提出先(問い合わせ先)は以下のとおりです。

- ① 提出期間 平成28年4月1日(金)から5月6日(金) 17時必着
- ② 提出先及び問い合わせ先

(提出先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局研究開発振興課医療技術情報推進室 宛

※ 封筒の宛名面に「遠隔医療従事者研修事業企画書在中」

と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。

郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

(問い合わせ先)

厚生労働省医政局研究開発振興課医療技術情報推進室管理係 柳田

電話 03-5253-1111(内線2684)

FAX 03-3503-0595

※ 問い合わせは、平日(月曜日～金曜日)午前9時30分～午後5時00分(正午から午後1時迄を除く。)とします。

③ 提出書類及び部数

ア 本事業に係る企画書(任意様式)

5部

イ	経費内訳書（別紙様式 1）	5 部
ウ	団体経歴（概要）、定款等、応募団体の活動が分かる資料	1 部
エ	暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式 2）	1 部

7 応募団体の評価について

- (1) 「遠隔医療従事者研修事業に係る企画書評価委員会」を開催し、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を実施団体として選定します。
- (2) 企画書を提出した者が、6（2）③エの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書を無効とします。
- (3) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。
 なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

遠隔医療従事者研修事業に必要な経費内訳書

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価 円	金 額 円	
賃金				
謝金 講師謝金				
旅費 講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
会議費				
使用料及び賃借料				
委託料				
合 計				

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 補助の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。